財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） | （証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） |
| **第百九十条**　［略］ | **第百九十条**　［同上］ |
| 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 | 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 |
| 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供に関する法律第八十二条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第四十四条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。 | 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第四十四条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。 |
| 二　金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査に関すること。 | 二　金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査に関すること。 |
| 3　［略］ | 3　［同上］ |
| （上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官） | （上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官） |
| **第百九十三条**　［略］ | **第百九十三条**　［同上］ |
| 2　上席証券取引特別調査官は、命を受けて、金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査を実施し、及び証券取引特別調査官の行う事務を総括する。 | 2　上席証券取引特別調査官は、命を受けて、金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査を実施し、及び証券取引特別調査官の行う事務を総括する。 |
| 3　［略］ | 3　［同上］ |
| （理財部の所掌事務） | （理財部の所掌事務） |
| **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 | **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| ［一～三十　略］ | ［一～三十　同上］ |
| 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 | 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 |
| ［イ～ヰ　略］ | ［イ～ヰ　同上］ |
| ノ　金融サービス仲介業を行う者及び認定金融サービス仲介業協会 | ［号の細分を加える。］ |
| ［三十二～三十六　略］ | ［三十二～三十六　同上］ |